

避難指示解除準備区域（南相馬市小高区）から避難した申立人らについて、申立人らの提出資料を踏まえ、避難に伴い新たに購入した物品等の生活費増加分、平成26年12月分までの就労不能損害及び同月分までの精神的損害の賠償が認められた事例。

1133

## 全 部 和 解 契 約 書

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）につき、申立人X1、同X2、及び同X3（以下、「申立人ら」という。）と被申立人東京電力株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

### 第1 和解の範囲

申立人らと被申立人は、本件に関し、別紙記載の損害項目について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。

### 第2 和解金額

被申立人は、第1記載の損害項目及び期間についての和解金として、申立人らに対し、金2602万5642円の支払義務のあることを認める。

### 第3 支払方法

（省略）

### 第4 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

### 第5 清算

申立人らと被申立人は、第1記載の損害項目（同項記載の期間に限る。）について、以下の点を相互に確認する。

- （1）本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人らが被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。ただし、本件和解仲介に関する弁護士費用については、本和解に定めるもののほか、当事者間に何らの債権債務がない。
- （2）本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人らは被申立人に対して別途請求しない。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人ら及び被申立人が署名（記名）押印の上、申立人らと被申立人がそれぞれ1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成27年10月15日

（仲介委員 島田一彦）

(別紙)

損害項目		和解金額	期間
生活費增加分	家電購入費等	¥1,100,000	H23. 3. 11-H24. 12. 31
	通信費增加費用	¥227,461	H23. 4. 1-H24. 3. 31
	食費增加費用	¥320,000	H23. 3. 11-H27. 2. 28
	水道光熱費	¥210,000	H23. 3. 11-H26. 12. 31
	交通費增加分	¥756,000	H24. 7. 1-H26. 12. 31
就労不能損害	申立人 X 2 分	¥8,118,375	H24. 6. 1-H26. 12. 31
	申立人 X 3 分	¥4,305,777	H24. 6. 1-H26. 2. 28
精神的損害	申立人 X 1 分	¥3,410,000	H24. 6. 1-H26. 12. 31
	申立人 X 2 分	¥3,410,000	H24. 6. 1-H26. 12. 31
	申立人 X 3 分	¥3,410,000	H24. 6. 1-H26. 12. 31
弁護士費用		¥758,029	
<b>損害合計</b>		<b>¥26,025,642</b>	